

民間委託等推進計画

平成 20 年 3 月

清 水 町

1 はじめに

平成 17 年度に策定した「清水町行政改革大綱」及び「清水町行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）」に基づき、平成 19 年 3 月に「清水町民間委託等の推進方針」を策定した。

この方針は、行政の効率化と町民サービスの向上を図るため、当町が実施している行政サービスから内部事務に至る事務事業全般について、効率性、専門性及び行政責任の確保等の観点を踏まえ、行政と民間の役割分担を見直すことにより、民間活力の活用を積極的かつ計画的に推進することとしている。

そこで、町で実施している様々な事務事業のうち、民間委託が可能であるものについて、効率性及びサービス面等の具体的な検討を行うとともに民間委託実施の是非を検証し、民間委託を推進するため、本計画を策定した。

2 基本的な考え方

現在行っている事務事業における公的関与のあり方について、公益性及び必需性の観点から基本的検証を行うとともに、事務事業そのものの必要性及び最も効率的かつ効果的な実施主体について、方針 2 の(2)にある民間委託等の検討手順フロー図を基に検証する。

3 計画期間等

本計画は、平成 20 年度から 22 年度までの 3 ヶ年間に実施する。

なお、計画は、毎年度「事務事業評価」を行うことにより、新たに民間委託等を推進すべき事務事業を検討し、その検討結果に基づき見直しを図るものとする。

4 計画内容

以下に掲げる事務事業は、町の実施する事務事業のうち、民間委託等が可能と判断されるものである。

これらの事務事業について、効率性及びサービス面等の具体的な検討を行うとともに民間委託等実施の是非を検証し、その結果、民間委託等によることが望ましいという結論が得られたものについては、随時民間委託等を実施する。

(1) 民間委託

ア 全部委託

委託する事務事業の監督及び評価体制を整備するなど、行政責任を確保する仕組を導入し、町職員が直接行う必要がない事務事業である。

No	事務事業名 (所管課)	方針	実施予定年度		
			H20	H21	H22
1	学校給食運営事業 (こども育成課)	給食運営全般について、一部委託を含め検討する。	検討	検討	方針 決定

イ 一部委託

事務事業の性質上、業務を遂行する上での技術の継承が必要であるが、より効果的・効率的に事務事業を行うため、事務事業の一部を委託する事務事業である。

No	事務事業名 (所管課)	計画の概要	実施予定年度		
			H20	H21	H22
1	町バス運行管理事務 (総務課)	民間によって、同種のサービスが確立しており、行政が実施する必要性が薄れているため、バスのあり方も含めて検討する。	検討 方針決定		
2	住民異動届に関する業務 (住民生活課)	「公共サービス改革基本方針」に提示されている事務であり、民間委託が可能である。法令等を検証し、導入を検討する。	検討	方針 決定	
3	住民票の写し等の 交付業務 (住民生活課)	「公共サービス改革基本方針」に提示されている事務であり、民間委託が可能である。法令等を検証し、導入を検討する。	検討	方針 決定	
4	戸籍の附票の写しの交付 業務 (住民生活課)	「公共サービス改革基本方針」に提示されている事務であり、民間委託が可能である。法令等を検証し、導入を検討する。	検討	方針 決定	

5	印鑑登録申請及び交付に関する業務 (住民生活課)	「公共サービス改革基本方針」に提示されている事務であり、民間委託が可能である。法令等を検証し、導入を検討する。	検討	方針 決定	
6	納税証明書等の交付業務 (税務課)	「公共サービス改革基本方針」に提示されている事務であり、民間委託が可能である。法令等を検証し、導入を検討する。	検討	方針 決定	
7	戸籍の届出及び謄抄本等の交付業務 (住民生活課)	「公共サービス改革基本方針」に提示されている事務であり、民間委託が可能である。法令等を検証し、導入を検討する。	検討	方針 決定	
8	外国人登録に関する業務 (住民生活課)	「公共サービス改革基本方針」に提示されている事務であり、民間委託が可能である。法令等を検証し、導入を検討する。	検討	方針 決定	
9	埋葬・火葬許可に関する業務 (住民生活課)	「公共サービス改革基本方針」に提示されている事務であり、民間委託が可能である。法令等を検証し、導入を検討する。	検討	方針 決定	
10	国民健康保険関連の受付・交付事務 (住民生活課)	「公共サービス改革基本方針」に提示されている事務であり、民間委託が可能である。法令等を検証し、導入を検討する。	検討	方針 決定	
11	国民年金被保険者からの各種変更に関する届出の受理に関する業務 (住民生活課)	「公共サービス改革基本方針」に提示されている事務であり、民間委託が可能である。法令等を検証し、導入を検討する。	検討	方針 決定	
12	国民健康保険関連の受付・交付事務 (住民生活課)	「公共サービス改革基本方針」に提示されている事務であり、民間委託が可能である。法令等を検証し、導入を検討する。	検討	方針 決定	

13	介護保険関係の各種届出・申請書の受付及び被保険者証等の交付事務 (健康福祉課)	「公共サービス改革基本方針」に提示されている事務であり、民間委託が可能である。法令等を検証し、導入を検討する。	検討	方針 決定	
14	妊娠届の受付及び母子健康保険手帳の交付業務 (健康福祉課)	「公共サービス改革基本方針」に提示されている事務であり、民間委託が可能である。法令等を検証し、導入を検討する。	検討	方針 決定	
15	児童手当の各種請求・届出書の受付に関する業務 (こども育成課)	「公共サービス改革基本方針」に提示されている事務であり、民間委託が可能である。法令等を検証し、導入を検討する。	検討	方針 決定	
16	図書館窓口業務 (社会教育課)	業務内容を検証し、臨時職員との経費比較を行い、検討する。また、指定管理者制度についても併せて検討する。	検討	方針 決定	
17	下水道使用料 賦課徴収業務 (都市計画課)	沼津市において上水道使用料の賦課徴収を行っているため、統合が可能な業務を検討する。	検討	方針 決定	

(2) 民営化

町が事業主体として実施する必要がなく、民営化により経費の削減や町民サービスの向上が期待される事務事業であり、施設整備を含めた事務事業の運営を民間へ移譲する。

No	事務事業名 (所管課)	概要	実施予定年度		
			H20	H21	H22
1	公立保育所（認定こども園を含む）の民営化 (こども育成課)	保育所の管理運営のあり方について、調査・研究し、民間活力の導入、サービスの向上、効率化を図るため、民営化を推進する。	検討	方針 決定	
2	公立幼稚園（認定こども園を含む）の民営化 (こども育成課)	幼稚園の管理運営のあり方について、調査・研究し、民間活力の導入、サービスの向上、効率化を図るため、民営化を推進する。	検討	方針 決定	

(3) 指定管理者制度

公の施設の管理運営について、民間の能力を活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、町民サービスの向上や経費の削減を図ることが期待できる指定管理者制度を導入すべき施設である。

No	施設名 (所管課)	方針	実施予定年度		
			H20	H21	H22
1	清水町 地域交流センター (社会教育課)	民間委託も含め、管理の方法について検討する。	検討	検討	検討
2	清水町立図書館 (社会教育課)	民間委託も含め、導入について検討する。	検討	方針 決定	
3	清水町体育館 (社会教育課)	耐震補強 (H23 予定) 後、制度の導入 (H24)	検討	準備	H24 導入 に向けた 準備